

神戸市優良工事認定実施要領

令和 5 年 3 月 28 日 建設局長決定

(趣旨)

第 1 条 この実施要領は、神戸市優良工事認定要綱（令和 4 年 3 月 18 日建設局長決定、以下「要綱」という。）第 16 条により優良工事認定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(工事事故の種類)

第 2 条 要綱第 4 条第 3 号に定める工事事故とは、次の第 1 号から第 3 号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 工事作業場内及びその隣接区域（以下「工事区域」という。）において、工事関係作業が起因して、工事関係者が死傷した事故
- (2) 工事区域における工事関係作業及び輸送作業が起因して当該工事関係者以外の第三者が死傷した事故
- (3) 工事区域における工事関係作業及び輸送作業が起因して第三者の資産に損害を与えた事故

(総合的に優れた取り組みによる認定の基準)

第 3 条 要綱第 7 条第 1 号に定める認定の基準に該当する工事とは、次の各号の全てに該当する工事とする。

- (1) 認定の工事種別及び次項に定める区分ごとに、工事成績評定点の上位から 3% 程度の範囲内にあること。
- (2) 委員会が認定に値する良好な取り組みがあると判断したもの

2 前項の区分については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 災害復旧工事を除く工事のうち、最終請負金額が 3 千 5 百万円以上又は神戸市工事請負競争入札参加資格における等級格付が A ランク又は B ランクの事業者（等級格付を有さない事業者については、同等の事業者）が施工した工事
- (2) 災害復旧工事を除く工事のうち、最終請負金額が 3 千 5 百万円未満かつ神戸市工事請負競争入札参加資格における等級格付が C ランク又は D ランク（造園工事に限っては B ランク）の事業者が施工した工事。但し等級格付けを有さない事業者が施工した工事に関しては、3 千 5 百万円未満であれば対象とする。
- (3) 災害復旧工事

(特に顕著な取り組みによる認定の基準)

第 4 条 要綱第 7 条第 2 号に定める認定の基準に該当する工事とは、次の第 1 号から第 6 号のいずれかに該当する工事とする。

- (1) 困難な施工条件を克服して完成させたもの
- (2) 災害時などにおいて、地域への支援又は本市の救援活動において顕著な貢献があったもの
- (3) 新技術・新工法の採用に積極的に取り組み、良好な施工を行ったもの

- (4) 安全対策に係る取り組みが特に顕著であるもの
- (5) 工事目的物の規模又は特性が特殊な工事において良好な施工を行ったもの
- (6) その他、認定に値する特に顕著な取り組みがあると委員会が判断したもの

(災害復旧工事等における取り組みによる認定の基準)

第5条 要綱第7条第3号に定める認定の基準に該当する工事とは、第1号又は第2号のいずれかに該当する工事とする。

- (1) 自然災害により被災した構造物を復旧する工事において迅速かつ良好な施工を行ったもの
- (2) 事故の発生や被害の拡大を防ぐために緊急の対応を要する工事において迅速かつ良好な施工を行ったもの

(欠格事項)

第6条 要綱第8条第3号に定めるその他認定することが不適当と認められるものとは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられている者又は、その執行を終わり、執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
 - (2) 本市及び本市以外の発注工事において大きな事故を引き起こした者
 - (3) その他、認定することが不適当であると委員会が判断した者
- 2 事業者又は技術者のいずれか一方が前項に該当する場合は、事業者及び技術者のどちらも認定の対象から除外するものとする。

(事業者からの応募)

第7条 要綱第10条第1項に定める監督担当課からの認定候補者の推薦にあたり、事業者からの応募を受け付けるものとする。

- 2 事業者が応募できる工事は、要綱第4条に該当し、かつ次の第1号又は第2号のいずれかに該当する工事とする。
- (1) 第3条第2項第1号に該当する工事については、工事成績評定点が80点以上であること。
 - (2) 第3条第2項の第2号又は第3号に該当する工事については、工事成績評定点が75点以上であること。
- 3 審査調書の様式は様式第1号および第4号から第6号のとおりとする。

(推薦調書)

第8条 要綱第10条第2項に定める推薦調書の様式は様式第2号および第4号から第6号のとおりとする。

- 2 第7条第1項により事業者から応募のあった工事は監督担当課にて審査調書の内容を確認するものとする。
- 3 前項で確認した内容について、監督担当課の課長は報告書を委員会に提出するものとする。
- 4 前項に定める報告書は、要綱第10条第2項における推薦調書として取り扱う。
- 5 第3項の報告書の様式は様式第3号のとおりとする。

(分科会の設置)

第9条 要綱第11条に定める幹事会を補佐し効率的な運営を図るため、分科会を設置する。

- 2 前項の分科会は土木・造園分科会、建築分科会、建築設備分科会およびプラント設備分科会とする。
- 3 分科会の会員は幹事会の幹事をもって充てる。
- 4 分科会の会員は必要に応じて臨時会員を加えることができるものとする。
- 5 分科会は、会員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 6 分科会の議事は、出席会員の過半数で決し、可否同数の場合は幹事長の決するところによる。
- 7 分科会は非公開とする。

(認定の取り消し)

第10条 要綱第14条に基づいて認定を取り消すことができる期間は、認定の日の翌日から5年以内とする。

- 2 要綱第14条第2号に定めるその他認定することが不相当と認められる事実とは、次の各号のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 本市及び本市以外の発注工事において大きな事故を引き起こした者
 - (2) その他、認定することが不相当であると委員会が判断した者

附 則

(施行期日)

この実施要領は、令和5年4月1日から施行する。